

○公立大学法人新見公立大学授業料減免及び徴収猶予に関する規程

平成22年4月1日

規程第70号

改正 平成26年4月1日規程第70号

平成27年4月1日規程第70号

平成27年11月1日規程第70号

令和2年4月1日規程第70号

令和2年4月1日規程第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程（平成22年規程第14号）第5条第2項の規定に基づき、授業料の減免及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 公立大学法人新見公立大学理事長（以下「理事長」という。）は、従来同一世帯にあり、主として生計を維持し、学資を負担している者（以下「学資負担者」という。）が生活に困窮し、学資の負担が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対して、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 理事長は、授業料の納期前6箇月以内（新入学者に対する入学した日の属する期の減免に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡又は重度の障害、災害その他これらに準ずる事由により生活に困窮し、学資の負担が困難であると認められる学生に対して、その事由の生じた日の属する期の翌期分以降の授業料について授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該事由の発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期の授業料を納付していない場合においては、当該期以降の授業料を免除することができる。

3 前2項のうち、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等の減免を受けている者は免除しない。

(徴収猶予)

第3条 理事長は、前条に定める場合のほか、学資負担者が生活に困窮し、学資の負担が納期限までに困難であると認められる学生に対し、授業料の徴収を猶予することができる。

2 授業料の納付を猶予するときは、納付期限の延期又は月割分納の方法により行うものとする。

(申請手続)

第4条 授業料の減免を受けようとする者は、年度中に事由が発生した場合を除き、毎年度前期授業料の納期限10日前までに、授業料減免申請書(様式第1号)に次の書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 家庭調書(様式第2号)
- (2) 住民票(世帯全員)
- (3) 所得証明書(世帯全員)
- (4) 承諾書(1年次生のみ)(様式第3号)
- (5) 同居者内に年金受給者がいる場合は、年金証書の写し

2 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、年度中に事由が発生した場合を除き、毎年度授業料の納期限10日前までに、授業料猶予申請書(様式第4号)に別紙(様式第5号)を添えて理事長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 授業料の減免及び徴収猶予に関する事項は、経営審議会に諮るものとする。

(期間)

第6条 授業料の減免及び徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

(通知)

第7条 理事長は、授業料の減免又は徴収猶予を適当と認めたときは、申請人に授業料減免(猶予)決定通知(様式第6号)を、また、不適当となった場合においては授業料減免(猶予)却下通知(様式第7号)をそれぞれ交付するものとする。

(申請事由の消滅)

第8条 授業料の減免又は徴収猶予を受けている者は、減免又は徴収猶予を必要とする事由が消滅した場合は、直ちに授業料減免(猶予)事由消滅届(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(取消し)

第9条 理事長は、授業料の減免又は徴収猶予を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の減免又は徴収猶予を取り消すものとする。

- (1) 当該年度途中において、その減免又は徴収猶予の事由がなくなったとき。
- (2) 虚偽の事実により減免等を受けていたとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。

2 理事長は、前項の授業料の減免又は徴収猶予の措置を取り消すときは、当該減免又は徴

収猶予を受けている者に授業料減免（猶予）取消通知（様式第9号）により通知するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規程第70号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第70号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日規程第70号）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第70号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第70号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

授業料減免申請書

年 月 日

公立大学法人新見公立大学理事長 様

住 所
入学年度 年度
学部・学科、専攻科又は研究科
学年 年
氏 名 ㊟
保 証 人 ㊟

下記の理由により、下記の授業料免除していただきたいので、申請します。

- 1 学資の負担が困難
- 2 学資を負担する者が死亡(長期疾病)
- 3 学生又は学資を負担する者が風水害・火災等の不慮の災害を受けたため

記

- 1 免除の申請授業料
免除区分 年度 前期・後期
- 2 免除の申請額
金 円

- 3 添付書類
 - (1) 家庭調書
 - (2) 住民票
 - (3) 所得証明書(世帯全員)
 - (4) 承諾書(1年次生のみ)
 - (5) 同居者内の年金受給者は証書の写し

※ 本申請に係る決定がなされるまでの間は、授業料の納付を猶予する。

様式第2号(第4条関係)

家 庭 調 書

1 家庭状況

勤 労 者 等	続柄	氏名	年齢	職業	在職 期間	収入金額 (円)	所得金額 (円)	その他	
	父								
	母								
	※ 死亡・性別・無職等の場合は、理由及び発生年月日をその他に記入すること。								
学 生 ・ 生 徒 等	続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学状況	奨学金貸与 の有無	授業料免 除の有無	
						自宅・自宅外	有・無	有・無	
						自宅・自宅外	有・無	有・無	
						自宅・自宅外	有・無	有・無	
						自宅・自宅外	有・無	有・無	

2 住居の状況

住居の種類	住居の家賃
持家	—
アパート	月額 円
官公社宅	月額 円
その他	円

3 臨時所得の状況

所得の種類	所得金額
退職金	円
保険金	円
資産譲渡	円
その他	円

4 本人の1箇月当たり平均生活費

収 入	1 奨学金	円
	2 家からの送金	円
	3 アルバイト	円
	4 その他	円
	5	円
	合計	円

支 出	1 住居費	円
	2 光熱水費	円
	3 食費	円
	4 交通費	円
	5 学用品費	円
	6 娯楽費	円
	7 雑費	円
合計	円	

上記のとおり記載事項に相違ありません。

年 月 日

本人 住所
 氏名.....印
 保証人 住所
 氏名.....印

様式第3号(第4条関係)

承 諾 書

年 月 日

公立大学法人新見公立大学理事長 様

私は、授業料減免を申請するに当たり、高等学校における学習成績を確認するために、入学時に出身高等学校の学校長から提出された調査書を閲覧することを承諾いたします。

学部・学科、専攻科又は研究科
学年 年

学籍番号 _____
氏 名 _____

様式第4号(第4条関係)

授業料猶予申請書

年 月 日

公立大学法人新見公立大学理事長 様

住 所

入学年度

年度

学部・学科、専攻科又は研究科

学年

年

氏 名

㊦

保 証 人

㊦

下記の理由により、下記の授業料猶予していただきたいので申請します。

- 1 学資の負担が困難
- 2 学資を負担する者が死亡(長期疾病)
- 3 学生又は学資を負担する者が風水害・火災等の不慮の災害を受けたため

記

1 猶予の申請授業料

猶予区分 年 月から 年 月まで

2 猶予の申請額

金 円

3 猶予の方法

納付期限の(延期・月割分納)をお願いします。

様式第5号(第4条関係)

別紙

授業料猶予申請の理由

授業料の支払い方法及び時期

学部・学科、専攻科又は研究科

学年 年

氏 名 ㊦

保 証 人 ㊦

様式第6号(第7条関係)

授業料減免(猶予)決定通知

年 月 日

様

公立大学法人新見公立大学理事長

あなたから提出された授業料等免除(猶予)申請書を審査した結果、次のとおり決定したので、通知します。

記

1 免除(猶予)の決定期間

年度	月授業料から
年度	月授業料まで

2 免除(猶予)の決定額

金 円

様式第7号(第7条関係)

授業料減免(猶予)却下通知

年 月 日

様

公立大学法人新見公立大学理事長

さきにあなたから提出された授業料等免除(猶予)申請書を審査した結果、次のとおり却下したので、通知します。

記

1 免除(猶予)の却下期間

年度	月授業料から
年度	月授業料まで

2 免除(猶予)の却下額

金

円

3 却下理由

様式第8号(第8条関係)

授業料減免(猶予)事由消滅届

年 月 日

公立大学法人新見公立大学理事長 様

住 所

入学年度

年度

学部・学科、専攻科又は研究科

学年

年

氏 名

㊟

保 証 人

㊟

年 月から授業料の免除(猶予)を受けていましたが、この度免除(猶予)の事由が消滅しましたので、公立大学法人新見公立大学授業料減免及び徴収猶予に関する規程第8条の規定により届け出ます。

様式第9号(第9条関係)

授業料減免(猶予)取消通知

年 月 日

様

公立大学法人新見公立大学理事長

公立大学法人新見公立大学授業料減免及び徴収猶予に関する規程第9条第1項第 号の規定により 年 月分以降の授業料の免除(猶予)を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)